

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

告 示

ページ

○ 廃棄物が地下にある土地の指定	（廃棄物対策課）	一
○ 飼料試験結果の公表	（畜産課）	一
○ 県営土地改良事業計画の縦覧	（農村振興課）	三
○ 県営土地改良事業の完了	（同）	四
○ 県営土地改良事業の換地処分	（農村整備課）	四
○ 地域森林計画案の関係書類の縦覧	（林業振興課）	四
○ 地域森林計画変更案の関係書類の縦覧	（同）	四
○ 公有水面埋立てのしゅん功認可（二件）	（水産業基盤整備課）	四
○ 土地改良区の定款変更の認可	（北部地方振興事務所）	五
○ 開発行為に関する工事の完了	（建築宅地課）	六
○ 政府調達に関する協定の適用を承ける調達に係る入札の公告（三件）	（警察本部会計課）	六
○ 古物営業法施行細則の一部を改正する規則		一
○ 質屋営業法施行細則の一部を改正する規則		一
○ 警備業法施行細則の一部を改正する規則		一

告 示

○ 宮城県告示第千二十九号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条の十七第一項の規

定により、廃棄物が地下にある土地であつて土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものとして政令で定める区域を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十二年十一月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

指 定 区 域	埋 立 地 の 種 類
黒川郡富谷町石積子三合田沢四十四番 一の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第十三条の二第一号に掲げる埋立地

○ 宮城県告示第千三十号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第七項の規定により、平成二十二年八月に取去した飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成二十二年十一月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

土地改良事業計画書の写し
二 縦覧期間

平成二十二年十一月五日から平成二十二年十二月六日まで

三 縦覧場所

大崎市役所、大崎市岩出山総合支所及び加美町役場

○宮城県告示第千三十二号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十二年十一月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

品井沼	地区名	事業の名称	工事完了年月日
		基幹水利施設ストックマネジメント事業	平成二十二年五月十日

○宮城県告示第千三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

平成二十二年十一月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行った地区の名称

新田地区

二 処分の年月日

平成二十二年十月二十七日

○宮城県告示第千三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により宮城南部地域森林計画をたてたいので、同法第六条第一項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに、宮城県知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十二年十一月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 森林計画区の名称

宮城南部森林計画区

二 縦覧場所及び意見書を受け付ける場所

宮城県庁（農林水産部林業振興課）、宮城県大河原地方振興事務所及び宮城県仙台地方振興事務所

三 縦覧期間

平成二十二年十一月八日から平成二十二年十二月七日まで

○宮城県告示第千三十五号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定により宮城北部地域森林計画を変更したので、同法第六条第一項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

平成二十二年十一月五日

なお、当該地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに、宮城県知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 森林計画区の名称

宮城北部森林計画区

二 縦覧場所及び意見書を受け付ける場所

宮城県庁（農林水産部林業振興課）、宮城県仙台地方振興事務所、宮城県北部地方振興事務所（栗原地域事務所を含む）、宮城県東部地方振興事務所（登米地域事務所を含む）及び宮城県気仙沼地方振興事務所

三 縦覧期間

平成二十二年十一月八日から平成二十二年十二月七日まで

○宮城県告示第千三十六号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二條第一項の規定により、公有水面埋立てについて次のとおりしゅん功認可した。

平成二十二年十一月五日

一 しゅん功認可年月日

平成二十二年十月八日

二 しゅん功認可を受けた者の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

気仙沼市

三 埋立区域

1 位置

第一種赤牛漁港区域内

宮城県気仙沼市本吉町赤牛三番二及び四番二に隣接する公有水面

2 区域

次のイの地点からホの地点まで順次に直線で結んだ線及びイの点とホの点を結ぶ平成十九年の春分の満潮位(DL+1・六〇メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点A 気仙沼市本吉町赤牛十七番一地先河原前西防波堤中央部に埋設した金属鉋(北緯三八

度四七分三八秒、東経一四一度三二分二九秒)の地点

イの地点 基点Aから 二二〇度五五分五八秒 一二四・〇八メートルの地点

ロの地点 イの地点から 一一五度二八分二五秒 三九・九七メートルの地点

ハの地点 ロの地点から 二〇四度五二分〇七秒 一五・六五メートルの地点

ニの地点 ハの地点から 二〇八度五三分二二秒 四・三一メートルの地点

ホの地点 ニの地点から 二九九度〇一分〇三秒 四〇・四二メートルの地点

3 面積

七五四・四二平方メートル

四 免許の年月日及び番号

平成十九年八月二十日 宮城県(水整)指令第十号

五 公有水面埋立法第二十二条第三項の市又は町

気仙沼市

○宮城県告示第千三十七号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二条第一項の規定により、公有水面埋立てについて次のとおりしゅん功認可した。

平成二十二年十一月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 しゅん功認可年月日

平成二十二年十月二十七日

二 しゅん功認可を受けた者の名称

気仙沼市

三 埋立区域

1 位置

第一種赤牛漁港区域内

宮城県気仙沼市本吉町赤牛四番一、四番二及び十七番一に隣接する公有水面

2 区域

次の点を順次に直線で結んだ線及びイ点とホ点を結ぶ春分秋分の満潮位(DL+1・六〇メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

イ点 気仙沼市本吉町赤牛十七番一地先河原前西防波堤中央部に埋設した金属鉋(北緯三八度四七分三八秒、東経一四一度三二分二九秒)を基点Aとし、A点から三〇八度二五分二五

秒一九・六四メートルの地点

ロ点 イ点から 一二三度二六分一秒 三・〇五メートルの地点

ハ点 ロ点から 二〇九度〇〇分三二秒 四四・五〇メートルの地点

ニ点 ハ点から 一一九度〇〇分四五秒 一八・二〇メートルの地点

ホ点 ニ点から 二〇九度〇一分一四秒 六五・〇〇メートルの地点

ヘ点 ホ点から 一一九度〇三分一五秒 三三・六六メートルの地点

ト点 ヘ点から 二〇八度一〇分〇九秒 一五・〇〇メートルの地点

チ点 ト点から 二九六度〇五分四六秒 三九・九七メートルの地点

3 面積

三、七八九・六二平方メートル

四 免許の年月日及び番号

平成十一年四月十二日 宮城県(漁整)指令第四号

五 公有水面埋立法第二十二条第三項の市又は町

気仙沼市

○宮城県告示第千三十八号

加美郡西部土地改良区の定款変更について、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、平成二十二年十月二十七日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台

地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十二年十一月五日

宮城県北部地方振興事務所

所長 高 橋 幸 夫

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十二年十一月五日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
名取市下余田字飯塚六番一

- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
名取市大手町四丁目一番地の六ヤシキアパート

一 号 佐々木百合子

名取市増田六丁目一番三十九・一号ラ・フィ

オーレA二〇一号

佐々木美和

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十二年十一月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 放置駐車管理システム機器賃借 一式

- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

- 3 履行期間 平成二十三年三月一日から平成二十八年二月二十九日まで

- 4 履行場所 宮城県警察本部総務部情報管理課

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

- 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

- 3 平成二十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第一条による廃止前の和議法（大正十一年法律七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

- 4 平成二十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- 5 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- 6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 7 過去二年以内に国又は地方公共団体と同種同規模以上の契約を締結し、誠実に履行した実績を有すること。

- 8 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

- (一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第一条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

- (二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

- (三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人

等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

9 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五)へ平成二十二年十一月十七日(水)、午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇・八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県警察本部総務部会計課調度係(電話番号〇二二・二二一・七七一、内線二二三)

2 入札説明書等の交付期限

平成二十二年十一月十七日(水)、午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十二年十一月一日(水)までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間に必要書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

(一) 日時 平成二十二年十一月十五日(水)、午後五時まで

(二) 場所 1 に同じ

(三) 郵送により入札書の提出を希望する場合は、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」の旨を朱書きし、中封筒に「入札者の法人名等」、「入札に係る調達案件の名称」及び「開札日」を記載し、配達証明付書留郵便により(一)の日時までに到達すること。

ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとす。提出期限を過ぎて到達した入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十二年十二月十六日(木)、午前十時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎三階三〇二会議室
入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに平成二十二年度における入札保証金の免除の特例に関する規則平成二十二年宮城県規則第十九号)第一条の規定による。

3 契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第一百二十二条及び第一百二十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の賃貸借料総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度に渡る履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Items/Services Required : Lease of equipment for Illegal Parking Management System-1 set

2 Duration of Contact: From March 1, 2011 to February 29, 2016

3 Location : Information Management Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural

Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi
 4 Bid Deadline : December 15, 2010, 5 : 00 p.m
 5 Contact : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi, 980-8410 Japan Tel.: 022-221-7171 Ext 2232

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
 平成二十二年十一月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 放置駐車違反処理システム賃貸借 一式
 - 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 履行期間 平成二十三年三月一日から平成二十八年二月二十九日まで
 - 4 履行場所 宮城県警察本部総務部情報管理課ほか
- 二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- 3 平成二十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第一条による廃止前の和議法(大正十一年法律七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- 4 平成二十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
- 5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第一条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、そ

の者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 過去二年以内に国又は地方公共団体と同種同規模以上の契約を締結し、誠実に履行した実績を有すること。

8 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。
 なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

- (一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第一条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。
- (二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。))の威力を利用するなどしていると認められるとき。
- (三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。))又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

9 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番

一号 電話〇二二・二二一・三三三五）へ平成二十二年十一月十七日（水）、午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒九八〇・八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県警察本部総務部会計課調度係（電話番号〇二二・二二一・七七一、内線二二三）

2 入札説明書等の交付期限

平成二十二年十一月十七日（水）、午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十二年十一月一日（水）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間に、当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

(一) 日時 平成二十二年十一月十五日（水）、午後五時まで

(二) 場所 1に同じ

(三) 郵送により入札書の提出を希望する場合は、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」の旨を朱書きし、中封筒に「入札者の法人名等」、「入札に係る調達案件の名称」及び「開札日」を記載し、配達証明付書留郵便により(一)の日時までに到達すること。
ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとす。

(四) 提出期限を過ぎて到達した入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十二年十一月十六日（木）、午前十時三十分

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎三階三〇二会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに平成二十二年度における入札保証金の免除の特例に関する規則平成二十二年宮城県規則第十九号）第二十条の規定による。

3 契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第一百三十三条及び第一百四十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかつた者とした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の貸借料総額を記載すること。

また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度に渡る履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となつた時は、契約書の定めにより契約を解除する。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Items/Services Required : Lease of Illegal Parking Processing System-1 set

2 Duration of Contract: From March 1, 2011 to February 29, 2016

3 Location : Information Management Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi, and other places.

4 Bid Deadline : December 15, 2010, 5 : 00 p.m.

5 Contact : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi, 980-8410 Japan Tel.: 022-221-7171 Ext. 2232

○政府調達に關する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十二年十一月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 宮城県警察ネットワークシステム接続機器賃借 一式
 - 2 調達案件の様式等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 履行期間 平成二十三年三月一日から平成二十八年二月二十九日まで
 - 4 履行場所 宮城県警察本部総務部情報管理課ほか
- 二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第一条による廃止前の和議法(大正十一年法律七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 過去二年以内に国又は地方公共団体と同種同規模以上の契約を締結し、誠実に履行した実績を有すること。

8 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支

店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第一条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)(の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)(又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等)に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

9 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五)へ平成二十二年十一月十七日(水)、午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒九八〇・八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

2 入札説明書等の交付期限
宮城県警察本部総務部会計課調度係(電話番号〇二二・二二一・七二七、内線二二三三)
平成二十二年十一月十七日(水)、午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十二年十二月一日(水)までに

必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間に
おいて、当該書類に申し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

(一) 日時 平成二十二年十二月十五日(水)午後五時まで

(二) 場所 1に同じ

(三) 郵送により入札書の提出を希望する場合は、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」の旨を
朱書きし、中封筒に「入札者の法人名等」、「入札に係る調達案件の名称」及び「開札日」を記
載し、配達証明付書留郵便により(一)の日時までに到達すること。

ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとす。
ただし、提出期限を過ぎて到達した入札書は、いかなる理由があっても受理しない。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十二年十二月十六日(木)午前十一時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎三階三〇二会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三における審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに平
成二十二年度における入札保証金の免除の特例に関する規則平成二十二年宮城県規則第十九号)
第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第百十三条及び第百十四条の規定に
よる。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に
求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の賃借料総額を記載すること。
また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消
費税の額当該金額に一日未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。
を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者で
あるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札

者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業
務として複数年度に渡る履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以
降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。

6 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Items/Services Required : Lease of Miyagi Prefectural Police Network System Connected
Device-1 set

2 Duration of Contract : From March 1, 2011 to February 29, 2016

3 Location : Information Management Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural
Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi, and other places.

4 Information Management Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police
Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi, and other places.

5 Contact : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural
Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi, 980-8410 Japan Tel.: 022-221-
7171 Ext. 2232

公安委員会

○宮城県公安委員会規則第8号

古物営業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年11月5日

宮城県公安委員会委員長 嶋山 英子

古物営業法施行細則の一部を改正する規則

古物営業法施行細則(平成17年宮城県公安委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

田次中「第11条」を「第11条の2」に、「第15条」を「第14条」に改める。

第1条中「国家公安委員会告示第7号」の次に「。以下「承認規程」という。」を加える。

第2条中「によるもの」を「により行うもの」に改める。

第3条中「の通知」を削り、「によるもの」を「を交付して行うもの」に改める。

第4条の見出し中「行商従事者証」を「行商従業者証」に改め、同条中「の様式」を削り、「によ

るもの」を「を交付して行うもの」に改める。
 第5条の見出し中「行商従事者証」を「行商従業者証」に改め、同条中「施行規則第12条第2項」を「承認規程第7条」に、「を取消したとき」を「の取消し」に、「によるもの」を「により行うもの」に改める。

第6条中「によるもの」を「を交付して行うもの」に改める。

第7条及び第8条中「によるもの」を「により行うもの」に改める。

第9条から第11条までの規定中「によるもの」を「を交付して行うもの」に改める。

第5章中第11条の次に次の1条を加える。

（公示送達による取消し）

第11条の2 第3条及び前条第1項の規定による取消しの通知を行う場合において、当該古物商又は古物市場主の所在を知ることができず、許可取消処分通知書を交付することができないときは、公示送達により行うものとする。

2 前項の公示送達は、公安委員会が、当該通知書を保管し、いつでも当該古物商又は古物市場主に交付する旨を公安委員会の掲示板に掲示し、かつ、宮城県公報（宮城県公報発行規則（昭和31年宮城県規則第67号）第1条に規定する宮城県公報をいう。）に登載して行うものとする。

3 第1項の公示送達は、公安委員会の掲示板に掲示した日から2週間を経過したときに、当該古物商又は古物市場主に対し当該通知書を交付したものとみなす。

第12条中「第23条」を「第24条第1項」に、「によるもの」を「により行うもの」に改める。

第13条中「によるもの」を「により行うもの」に改める。

第14条中「の通知」を削り、「によるもの」を「を交付して行うもの」に改める。

第15条を削る。

別記様式第1号中「第4条」を「第3条」に改める。

別記様式第3号中「行商従事者証」を「行商従業者証」に改める。

別記様式第4号を次のように改める。

宮公委第 号
承認取消処分通知書

住所又は居所

様 式

承認年月日

承認番号

氏名又は名称

殿

行商従業者証等の様式の承認に関する規程第7条の規定により、様式の承認

古物営業法施行規則第29条の規定により盗品売買等防止団体の承認

を取り消した

ので通知する。

取消年月日

理由

年 月 日

宮城県公安委員会 印

この処分に対する取消訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づき、この処分があったことを知った日から6月以内に宮城県を取消訴訟の被告として提訴することができます。

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第11号「第24条第2項」を「第23条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にした法第6条及び第24条の規定による許可の取消しについては、なお従前の例による。

○宮城県公安委員会規則第9号

質屋営業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年11月5日

宮城県公安委員長 畠山 英子

質屋営業法施行細則の一部を改正する規則

質屋営業法施行細則（平成17年宮城県公安委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第2条中「規定による許可の申請」を「許可申請書の様式」に、「によるもの」を「のとおり」に改める。

第3条中「によるもの」を「により行うもの」に改める。

第4条を次のように改める。

第4条を次のように改める。
(営業内容の変更等の手続)

第4条 施行規則第4条第1項及び第5条の許可申請書並びに施行規則第8条第1項の届書の様式は、別記様式第3号のとおりとする。

2 施行規則第6条の規定による廃業の届出、施行規則第7条第1項の規定による休業の届出、施行規則第10条の規定による死亡の届出及び施行規則第14条の2の返納理由書の様式は、別記様式第4号のとおりとする。

3 施行規則第7条第2項の規定による休業期間の延長及び同条第3項の規定による営業再開の届出の様式は、別記様式第5号のとおりとする。

第12条中「変更の届出」の次に「の様式」を加え、「によるもの」を「のとおり」に改める。

第13条中「規定による許可証」を削り、「によるもの」を「のとおり」に改める。

第14条中「規定による」を削り、「によるもの」を「のとおり」に改める。

第15条中「取消しは、」を「取消しは」に、「により行い」を「を」に、「停止命令は、」を「停止命令は」に、「によるもの」を「を交付して行うもの」に改め、同条に次の3項を加える。

2 前項の規定による取消しの通知を行う場合において、当該質屋の所在を知ることができず、質屋

許可取消通知書を交付することができないときは、公示送達により行うものとする。

3 前項の公示送達は、公安委員会が、当該通知書を保管し、いつでも当該質屋に交付する旨を公安委員会の掲示板に掲示し、かつ、宮城県公報（宮城県公報発行規則（昭和31年宮城県規則第67号）第1条に規定する宮城県公報をいう。）に登載して行うものとする。

4 第2項の公示送達は、公安委員会の掲示板に掲示した日から2週間を経過したときに、当該質屋に対し当該通知書を交付したものとみなす。

第16条中「によるもの」を「により行うもの」に改める。

第18条を削る。

別記様式第1号を次のように改める。

別記様式第1号(第2条関係)

その1

資料区分	① 31	受理年月日	②	年	月	日
受理警察署	③	(署)			
許可証番号	④	許可年月日	⑤	年	月	日

質 屋 許 可 申 請 書

質屋営業法第2条第1項の規定により許可を申請します。

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所

㊦

氏 名 又 は 名 称	(フリガナ)⑥	
	(漢 字)⑦	
法人等の種別	⑧ 1.株式会社 2.有限会社 3.合名会社 4.合資会社 5.その他の法人 6.個人	
生 年 月 日	⑨	西曆 明治 大正 昭和 平成 年 月 日
		0 1 2 3 4
住 所 又 是 居 所	都道 市区 府県 町村	⑩
	⑪ 電話 () - 番	⑫
本 (国) 籍		
営 業 所	(フリガナ)⑬	
	(漢 字)⑭	
所 在 地	都道 市区 府県 町村	⑮
	⑯ 電話 () - 番	
種 別	⑰ 1.代表者 2.業務を行う役員 3.法定代理人 4.保佐人 5.管理者	
	氏 名	(フリガナ)⑱
生 年 月 日	⑲	西曆 明治 大正 昭和 平成 年 月 日
		0 1 2 3 4
住 所	都道 市区 府県 町村	⑳
	㉑ 電話 () - 番	㉒
本 国 籍		㉓

備考

- 1 申請者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 最上段及び太枠右側の枠内には記載しないこと。
- 3 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

その2

資料区分	① 32	受理年月日	②	年	月	日
受理警察署	③	(署)				
許可証番号	④	許可年月日	⑤	年	月	日

管 理 者 等	種 別	⑥ 1.代表者 2.業務を行う役員 3.法定代理人 4.保佐人 5.管理者								
	氏 名	(フリガナ)⑦								
		(漢 字)⑧								
	生年月日	⑨	西曆	明治	大正	昭和	平成	年	月	日
			0	1	2	3	4			
住 所	都道 市区									
	府県 町村									
	⑩									
本(国)籍	⑪	電話() - 番								
	⑫									
管 理 者 等	種 別	⑬ 1.代表者 2.業務を行う役員 3.法定代理人 4.保佐人 5.管理者								
	氏 名	(フリガナ)⑭								
		(漢 字)⑮								
	生年月日	⑯	西曆	明治	大正	昭和	平成	年	月	日
			0	1	2	3	4			
住 所	都道 市区									
	府県 町村									
	⑰									
本(国)籍	⑱	電話() - 番								
	⑲									
管 理 者 等	種 別	⑳ 1.代表者 2.業務を行う役員 3.法定代理人 4.保佐人 5.管理者								
	氏 名	(フリガナ)㉑								
		(漢 字)㉒								
	生年月日	㉓	西曆	明治	大正	昭和	平成	年	月	日
			0	1	2	3	4			
住 所	都道 市区									
	府県 町村									
	㉔									
本(国)籍	㉕	電話() - 番								
	㉖									

質物の保管設備の概要	
------------	--

備考

- 1 最上段及び太枠右側の細枠内には記載しないこと。
- 2 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

別記様式第3号及び別記様式第4号を次のように改める。

別記様式第3号(第4条、第13条関係)

その1

資料区分	① 33	受理年月日	②	年	月	日
受理警察署	③	(署)			

営業内容の変更 許可申請書
届出書
許可証の書換申請書

質屋営業法第4条第1項の規定により営業内容の変更の許可の申請をします。
第2項の規定により届出をします。

質屋営業法第8条第2項の規定により許可証の書換えを申請します。

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

申請(届出)者の氏名又は名称及び住所

㊦

許可証番号	④					
許可年月日	⑤		年		月	
氏名	(フリガナ)⑥					
又は名称	(漢字)⑦					

変更事項

変更年月日	⑧		年		月	
氏名	(フリガナ)⑨					
又は名称	(漢字)⑩					
法人等の種別	⑪ 1.株式会社 2.有限会社 3.合名会社 4.合資会社 5.その他法人 6.個人					
住所	都道府県		市区町村			
	⑬ 電話()		番			
本(国)籍						⑭
営業名称	(フリガナ)⑮					
	(漢字)⑯					
所在地	都道府県		市区町村			
	⑰ 電話()		番			

変更区分	⑲ 1.削除:従前の管理者等を削除(旧欄) 2.追加:新たに管理者等を追加(新欄) 3.変更:旧欄に記した人の届出事項を変更 4.交替:削除と追加を同時に行う。										
変更年月日	⑳		年		月						
管 理 者 等	旧	種別	㉑ 1.代表者 2.業務を行う役員 3.法定代理人 4.保佐人 5.管理者								
		氏名	(フリガナ)㉒								
		氏名	(漢字)㉓								
	生年月日	㉔	西曆	明治	大正	昭和	平成		年	月	日
			0	1	2	3	4				
新	種別	㉕ 1.代表者 2.業務を行う役員 3.法定代理人 4.保佐人 5.管理者									
	氏名	(フリガナ)㉖									
	氏名	(漢字)㉗									
	生年月日	㉘	西曆	明治	大正	昭和	平成		年	月	日
				0	1	2	3	4			
	住所	都道府県		市区町村				㉙			
		⑳ 電話()		番							
	本(国)籍						㉚				

備考

- 1 申請(届出)者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 各「変更年月日」欄には、当該事項の変更があった年月日を記載すること。
- 3 最上段及び太枠右側の細枠内には記載しないこと。
- 4 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

その2

資料区分	① 34	受理年月日	②	年	月	日
受理警察署	③	(署)			

許可証番号	④
許可年月日	⑤
氏名	(フリガナ)
又は名称	(漢字)

変更事項

変更区分	⑥ 1.削除 2.追加 3.変更 4.交替										
変更年月日	⑦										
管 理 者 等	旧	種別	⑧ 1.代表者 2.業務を行う役員 3.法定代理人 4.保佐人 5.管理者								
		氏名	(フリガナ)⑨								
		氏名	(漢字)⑩								
管 理 者 等	新	種別	⑫ 1.代表者 2.業務を行う役員 3.法定代理人 4.保佐人 5.管理者								
		氏名	(フリガナ)⑬								
		氏名	(漢字)⑭								
管 理 者 等	新	生年月日	⑪	西曆	明治	大正	昭和	平成	年	月	日
		生年月日	⑮	西曆	明治	大正	昭和	平成	年	月	日
		住所	都道府県					市区町村	⑯		
住所	電話 ()					番	⑰				
本国籍							⑱				

変更区分	⑲ 1.削除 2.追加 3.変更 4.交替										
変更年月日	⑳										
管 理 者 等	旧	種別	㉑ 1.代表者 2.業務を行う役員 3.法定代理人 4.保佐人 5.管理者								
		氏名	(フリガナ)㉒								
		氏名	(漢字)㉓								
管 理 者 等	新	種別	㉕ 1.代表者 2.業務を行う役員 3.法定代理人 4.保佐人 5.管理者								
		氏名	(フリガナ)㉖								
		氏名	(漢字)㉗								
管 理 者 等	新	生年月日	㉘	西曆	明治	大正	昭和	平成	年	月	日
		生年月日	㉙	西曆	明治	大正	昭和	平成	年	月	日
		住所	都道府県					市区町村	㉚		
住所	電話 ()					番	㉛				
本国籍							㉜				

備考

- 1 最上段及び太枠右側の細枠内には記載しないこと。
- 2 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 3 各「変更年月日」欄には、当該事項の変更があった年月日を記載すること。

別記様式第4号(第4条関係)

その1

資料区分	① 35	受理年月日	②	年	月	日
受理警察署	③	(署)	届出等種別	④ 1. 廃業・解散・消滅 2. 休業 3. 死亡		

廃業
休業
死亡
届出書

許可証の返納理由書

質屋営業法第4条第2項第3項の規定により廃業休業の届出をします。

質屋営業法第9条第1項第2項第3項の規定により許可証を返納します。

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

届出(返納)者の氏名又は名称及び住所

㊞

許可証番号	⑤
許可年月日	⑥ 年 月 日
氏名 又は名称	(フリガナ)⑦
	(漢字)⑧
営業 名称	(フリガナ)
	(漢字)
営業 所在地	都道 市区 府県 町村
	電話() - 番

廃業(解散・消滅・死亡)日	⑨ 年 月 日
休業期間	⑩ 年 月 日から 年 月 日まで
取消日	年 月 日

返納理由	1. 質屋営業を廃止した。 2. 許可証の交付を受けた法人が合併以外の事由により解散した。 3. 許可証の交付を受けた法人が合併により消滅した。 4. 許可証の交付を受けた者が死亡した。 5. 許可が取り消された。 6. 亡失した許可証を発見し、又は回復した。
休業理由	

備考

- 届出者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。
- 最上段及び太枠右側の細枠内には記載しないこと。
- 不要の文字は、横線で消すこと。
- 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

その2

許 可 証 番 号	
許 可 年 月 日	年 月 日
氏 名 又 は 名 称	(フリガナ)
	(漢 字)

終 了 行 為 者	氏 名	(フリガナ)
		(漢 字)
	生 年 月 日	西曆 明治 大正 昭和 平成 年 月 日
		0 1 2 3 4
	住 所	都道 市区 府県 町村
	電話 () 番	
	営 業 主 と の 続 柄	
終 了 行 為 完 了 年 月 日		年 月 日

備考

- 1 太枠右側の細枠内には記載しないこと。
- 2 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

別記様式第6号及び別記様式第7号を次のように改める。

別記様式第6号(第12条関係)

受理警察署	①					(署)	受理年月日	②					年			月			日
-------	---	--	--	--	--	---	--	--	--	----	-------	---	--	--	--	--	---	--	--	---	--	--	---

質物保管設備変更届出書

質屋営業法第4条第2項及び質屋営業法施行規則第9条の規定により質物保管設備の変更を届出します。

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所

印

許可証番号	③																								
許可年月日	④							年																	
氏名 又は名称		(フリガナ)																							
		(漢字)																							

変更事項

変更年月日	⑤							年																	
変更事由	⑥	1.新築 2.改築 3.増築																							
名称		(フリガナ)⑦																							
		(漢字)⑧																							
所在地		都道										市区													
		府県										町村													
	⑩	電話 ()										番													

⑨

--	--	--	--	--

- 備考
- 1 申請者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 2 最上段及び太枠右側の枠内には記載しないこと。
 - 3 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
 - 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第7号(第14条関係)

資料区分	① 36		受理年月日	②		年		月		日
受理警察署	③	(再交付日	④		年		月		日

許可証亡失・盗難届出書
再交付申請書

質屋営業法第8条第3項の規定により許可証を亡失し、又は盗み取られた旨届け出ます。
質屋営業法第8条第4項の規定により許可証の再交付を申請します。

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所

印

許可証番号	⑤									
許可年月日	⑥			年		月				日
氏名 又は名称	(フリガナ)									
	(漢字)									
営業 所	名称	(フリガナ)								
		(漢字)								
所在地	都道		市区							
	府県		町村							
電話() - 番										

亡失又は盗難 の日時、 場所	日時									
	場所									

再交付申請 の理由										
--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

備考

- 1 申請者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 最上段及び太枠右側の細枠内には記載しないこと。
- 3 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行前にした法第25条の規定による許可の取消しは、なお従前の例による。

○宮城県公安委員会規則第10号

警備業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年11月5日

宮城県公安委員会委員長 畠山 英子

警備業法施行細則の一部を改正する規則

警備業法施行細則（平成20年宮城県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第7章 雑則（第26条）」を削る。

第4条に次の3項を加える。

2 前項の規定による取消しの通知を行う場合において、当該警備業者の所在を知ることができず、認定取消通知書を交付することができないときは、公示送達により行うものとする。

3 前項の公示送達は、公安委員会が、当該通知書を保管し、いつでも当該警備業者に交付する旨を公安委員会の掲示板に掲示し、かつ、宮城県公報（宮城県公報発行規則（昭和31年宮城県規則第67号）第1条に規定する宮城県公報をいう。以下同じ。）に記載して行うものとする。

4 第2項の公示送達は、公安委員会の掲示板に掲示した日から2週間を経過したときに、当該警備業者に対し当該通知書を交付したものとみなす。

第5条を次のように改める。

(認定証返納届出書の様式)

第5条 法第12条第1項及び第2項の規定により認定証を返納する者は、認定証返納届出書（別記様式第3号）を当該主たる営業所の所在地の所轄警察署長を経由して宮城県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出しなければならない。

2 法第12条第3項の届出書の様式は、認定証返納届出書のとおりとする。

第10条第1項中「宮城県公安委員会（以下「公安委員会」という。）」を「公安委員会」に改める。

第25条第2項中「（宮城県公報発行規則（昭和31年宮城県規則第67号）に基づき発行される宮城県公報をいう。）」を削る。

第7章を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行前にした法第8条の規定による認定の取消しについては、なお従前の例による。